

青森県報

第五十一号

令和元年
八月三十日
(金曜日)

目次

告示

○青森県循環型社会形成推進計画策定に係る基礎調査の実施(環境政策課)……………	(同)	…一
○青森県循環型社会形成推進計画策定に係る廃棄物に関する意識調査(排出事業者)の実施……………	(同)	…一
○喀痰吸引等業務の登録……………	(高齢福祉保険課)	…二
○特定行為業務の登録……………	(同)	…二
○公共測量の実施……………	(監理課)	…三
○右 同……………	(同)	…三
○右 同……………	(同)	…三
○都市公園の区域の変更……………	(都市計画課)	…三
○ノート型パーソナルコンピュータの購入に係る一般競争入札……………	(会計管理課)	…四
○公安委員会		
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等に基づく青森県公安委員会が行う事務の代行に関する規則の一部を改正する規則……………	(生活安全企画課)	…五

告

示

青森県告示第二百七十一号

青森県循環型社会形成推進計画策定に係る基礎調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

令和元年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

青森県内の産業廃棄物の排出・処理等の実態を調査し、廃棄物の適正処理の確保を図るとともに、「青森県循環型社会形成推進計画」の策定に係る基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内に所在する事業所

三 報告を求めるとする事項及びその基準となる期間

1 報告を求めるとする事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 産業廃棄物の発生状況
- (二) 産業廃棄物の処理状況
- (三) 産業廃棄物の発生量に関連する活動量指標

2 報告を求めるとする基準となる期間は、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの一年間とする。(一部の項目については、平成三十一年三月三十一日現在)

四 報告を求めるとする者

県内に所在する、産業分類が農業を除く産業に属する従業者規模五人以上の事業所のうちから、別に定める方法により抽出した者

五 報告を求めるとする期間

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求めるとする期間

令和元年九月六日から同年十月七日までとする。

青森県告示第二百七十二号

青森県循環型社会形成推進計画策定に係る廃棄物に関する意識調査(排出事業者)

を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十号）第三条の規定により告示する。

令和元年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

青森県内の廃棄物の排出・処理等の実態及び、排出事業者の廃棄物等に関する意識を調査し、廃棄物の適正処理の確保を図るとともに、「青森県循環型社会形成推進計画」の策定に係る基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内に所在する事業所

三 報告をを求める事項及びその基準となる期間

1 報告をを求める事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 環境への配慮に関する取組状況

(二) 廃棄物の適正処理に関する取組状況

(三) 廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用に関する取組状況

2 報告を求める基準となる期間は、令和元年九月六日から同年十月七日までの間の任意の一日現在とする。

四 報告を求める者

県内に所在する、産業分類が農業を除く産業に属する従業者規模五人以上の事業所のうちから、別に定める方法により抽出した者

五 報告を求めるとに用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求めると期間

令和元年九月六日から同年十月七日までとする。

青森県告示第二百七十三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和元年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二五〇〇 二五	氏名又は 名称	社会福祉 法人楽晴 会	住所	三沢市大 町の二七	事業 名称	三沢老人 ホーム	事業 所在地	三沢市大 字三沢一 五字六の 八	業務開 始年月 日	令和 元・八・三〇	備 考	介護老人 福祉施設
登録番号	〇二五〇〇 二六	氏名又は 名称	社会福祉 法人楽晴 会	住所	三沢市大 町の二七	事業 名称	三沢老人 ホーム	事業 所在地	三沢市大 字三沢一 五字六の 八	業務開 始年月 日	〃	備 考	短期入所 生活介護

青森県告示第二百七十四号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和元年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二〇〇一 二六	氏名又は 名称	医療法人 済寿会	住所	黒石市寿 三町の三	事業 名称	介護老人 保健施設 あしたば の里・黒	事業 所在地	黒石市末 広六の一	業務開 始年月 日	令和 元・九・一	備 考	短期入所 療養介護
登録番号	〇二〇〇一 二六	氏名又は 名称	医療法人 済寿会	住所	黒石市寿 三町の三	事業 名称	介護老人 保健施設 あしたば の里・黒	事業 所在地	黒石市末 広六の一	業務開 始年月 日	〃	備 考	通所リハ ビリテー ション

青森県告示第二百七十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関
平川市

二 測量の種類
公共測量（デジタル空中写真測量、写真地図作成）

三 測量の期間
令和元年八月一日から令和二年二月二十八日まで

四 測量の地域
平川市地内

青森県告示第二百七十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関
藤崎町

二 測量の種類
公共測量（デジタル空中写真測量、写真地図作成）

三 測量の期間
令和元年八月一日から令和二年三月三十一日まで

四 測量の地域

南津軽郡藤崎町地内

青森県告示第二百七十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関
蓬田村

二 測量の種類
公共測量（デジタル空中写真測量、写真地図作成）

三 測量の期間
令和元年八月五日から令和二年一月三十一日まで

四 測量の地域
東津軽郡蓬田村地内

公 告

都市公園の区域の変更

次のとおり都市公園の区域を変更するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二及び青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）第三条の規定により公告する。

令和元年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

新青森県総合運動公園

二 位置

青森市

三 変更前の区域及び変更後の区域

別紙図面のとおり(略)

(青森県県土整備部都市計画課及び東青地域県民局地域整備部において一般の縦覧に供する。)

四 区域変更の期日

令和元年九月一日

ノート型パーソナルコンピュータの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六の規定により公告する。

令和元年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品(以下「購入物品」という。)の購入とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の適用を受ける。

ノート型パーソナルコンピュータ 千二百三十台

2 購入物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

令和二年一月十日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号(物品等の競争入札参加資格)の一、又は平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号(物品等の

競争入札参加資格)の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百二十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 購入物品又はこれと同一の種類の物品について納入実績があることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和元年九月二十日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 ○一七―七三四―九一〇五

4 提出部数 二部

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九一〇五
七 入札の日時及び場所

1 日時

令和元年十月十日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎南棟一階 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、購入物品に要求する性能等が満たされていると判断された製品に係る入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

3 契約書作成の要否 要

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Notebook computer: Quantity 1230

2 Time limit for tender:

10 October, 2019

(Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Accounts Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9105

公 安 委 員 会

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等に基づく青森県公安委員会が行う事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月三十日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第五号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等に基づく青森県公安委員会が行う事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等に基づく青森県公安委員会が行う事務の代行に関する規則（昭和五十六年七月青森県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>放射性同位元素等の規制に関する法律等に基づく青森県公安委員会が行う事務の代行に関する規則</p>	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等に基づく青森県公安委員会が行う事務の代行に関する規則</p>
<p>(代行事務) 第一条 青森県公安委員会は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号。以下「法」という。）及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和五十六年総理府令第三十号。以下「府令」という。）の規定に基づく次の各号に掲げる事務を青森県警察本部長（以下「本部長」という。）に代行させるものとする。 一 法第十八条第五項及び府令第二条の規定に基づく運搬届の受理に関する事務 二 法第十八条第六項及び府令第三条の規定に基づく運搬の日時、経</p>	<p>(代行事務) 第一条 青森県公安委員会は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号。以下「法」という。）及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令（昭和五十六年総理府令第三十号。以下「府令」という。）の規定に基づく次の各号に掲げる事務を青森県警察本部長（以下「本部長」という。）に代行させるものとする。 一 法第十八条の二第五項及び府令第二条の規定に基づく運搬届の受理に関する事務 二 法第十八条の二第六項及び府令第三条の規定に基づく運搬の日</p>

<p>路等の指示に関する事務 三〇五 [略]</p>	<p>時、経路等の指示に関する事務 三〇五 [同上]</p>
<p>備考 表中の□の記載は注記である。</p>	

附則

この規則は、令和元年九月一日から施行する。ただし、第一条各号列記以外の部分の改正規定（「放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令」を「放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令」に改める部分に限る。）並びに同条第一号及び第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

<p>(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社</p>	<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭</p>
---	--	--